

令和健康科学大学における公的研究費の使用に関する行動規範

公的研究費を原資とした研究活動は、国民の信頼とそれに基づいた国民からの負託によって支えられている。そのため、公的研究費の執行は適切に実施されなければならない、とりわけ、その不正使用は、国民の信頼と負託を大きく損なうものであり、それを起こした職員が所属する機関ばかりではなく、我が国の科学技術振興体制を根底から揺るがすものである。

このことを踏まえ、令和健康科学大学（以下「本学」という。）は、本学で実施される研究活動の信頼性と公正性を担保するため、研究活動に係る公的研究費の使用に関する行動規範を定めるものとする。

本学の研究者その他本学の公的研究費の運営及び管理に関わる全ての者（以下「職員等」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 職員等は、公的研究費が本学で管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 職員等は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令、通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
3. 職員等は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。特にその事務に携わる者は、当該公的研究費の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 職員等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 職員等は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において、国民が疑念及び不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 職員等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

令和4年1日制定